

指定都市への公共職業安定所（ハローワーク）業務の移管に向けた提案

指定都市市長会は、従来から、ハローワーク業務について、希望する指定都市への「権限移譲」を要請してきたところであり、「一体的実施」の取組が進められる現在においても、その考えに変わりはない。指定都市市長会経済・雇用部会では、こうした考えの下、「一体的実施」に係る成果と課題、さらには「権限移譲」の実を上げるための課題を整理してきたが、これらの課題を指定都市の努力のみで解決することは困難であり、関係する国や道府県がこうした課題を自らのものとして認識し、指定都市と連携して解決を図る機運を醸成することが、現時点では何より重要である。

このため、国に対して、以下のとおり提案する。

1 国と指定都市の協議の場の設定について

現在、ハローワークが行っている無料職業紹介や雇用保険の認定・給付をはじめとする就労支援については、住民に就業機会を提供し、地域の産業に必要な労働力を確保するなど地域にとって極めて重要な役割を担っている。これらの業務は、地域の実情を熟知し、住民に最も身近な基礎自治体を実施できるようにする必要がある。

このため、国が提示した「アクション・プラン」の枠組みの中で、指定都市が主体的に行ってきた実践的な取組の成果と課題を国・指定都市双方の視点で検証し、さらなる成果を達成できるようにするとともに、ハローワークの業務を精査した上で、国と指定都市の具体的な業務分担や相互の関係について合意を形成するため、国と指定都市との協議の場を設定すること。

2 「一体的実施」の課題解決について

また、現行法令の枠内で、一刻でも早急に住民に対する就労支援の充実強化を図るため、「権限移譲」の実を上げるまでの当面の措置として、以下を実施すること。

(1) 現行の枠組み内での運用改善等により対応できる課題の解消

「一体的実施」をより効果的なものとするため、現行の枠組み内での運用改善等により対応できる課題を解消すること。特に、「一体的実施」では実施されていない職業訓練の受講あっせんや雇用保険の認定・給付等の業務については、「一体的実施」で実施することが住民サービスの向上に大きくつながるものであり、希望する指定都市において早期に実施すること。

(2) 「一元的実施」の実施

さらに、現行の「一体的実施」の枠組みでは対応できない課題を解消するため、「一体的実施」として実施しているハローワークの職業紹介・相談業務について指定都市が受託する「一元的実施」を、希望する指定都市において早期に実施すること。

平成25年12月16日
指定都市市長会